

## 令和7年度第1回岩手県文化財保護審議会議事録（審議）

（会長）

それでは審議に入らせていただきます。先ほど教育長から岩手県指定文化財として諮問された2件でございます。それでは新規指定の2件について事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは資料の8ページ、資料2-1をご覧ください。今回新規指定の2件のうち1件目です。

一以下、「久慈・山形の牛方関係資料」の諮問物件調書を読み上げ一

続きまして、2件目をご説明させていただきます。資料の19ページ、資料2-2をご覧ください。

一以下、「米田浜津波堆積物」の諮問物件調書を読み上げ一

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

（会長）

ただ今事務局から2件の説明がありました。これから審議の進め方でございますが、調査をいたしました委員から追加の説明をいただき、質疑を行ったうえで、評決に入りたいと思います。では、まず1件目、有形民俗文化財といたしまして「久慈・山形の牛方関係資料」。これにつきまして調査を担当いたしました委員に追加の説明をお願いいたします。

（担当委員）

よろしくお願ひいたします。

まず、員数が165点あります。その中身といたしましては、牛方の身支度用具49点、荷役用具39点、牛の飼育に関する用具77点で、合計165点になります。時代は藩政時代から昭和30年代のものになります。

久慈の塩釜は、元禄9年に36基、享保16年に34基あったことが文献からわかつています。野田の塩釜は、天和3年には41基、嘉永3年には27基あったことがわかつています。

牛方はその製造塩や鉄、海産物、沿岸地域の物資などを牛に積み、二戸や三戸・盛岡・鹿角方面に運搬し、帰るときには米や衣類などと交換して運んだということです。

塩や海産物を内陸に運ぶのに使われた久慈・野田街道は通称塩の道と呼ばれています。盛岡城下と三陸海岸北部の久慈及び野田を結ぶ街道で、沼宮内の北側の尾呂部で奥州街道から分岐して、東方の沿岸に向かい葛巻・山形平庭・山根木壳内・下戸鎖を経て宇部・野田に向かう沼宮内廻り野田街道と、山形の角掛峠で分かれて久慈を経て野田に行く久慈街道の二つのルートがあります。

塩の道を通って荷物を運ぶ牛の群れを「ハズナ」と言い、通常は7頭の雄牛で構成されていますが、5頭・6頭の場合もありました。一人の牛方が牛を扱い得る限界は8頭であります。「ハズナ」の先頭を歩いて統率するのが「ワガサ」と呼ばれるリーダー牛です。

春先に牛方が立ち合いの上、牛に角突きをさせて優劣をつけ、「ワガサ」を決定したわけです。そして塩の道を歩く牛の群れでは「ワガサ」を先頭にすると弱い牛はその後方に付いていき、決して追い越すことはしなかった訳です。牛方は「ワガサ」をコントロールすれば「ハズナ」を統率できました。このような牛を鬪わせる習俗を、地元では角突き、突き合わせ、ベゴ突き、ベゴ相撲などと呼んでいました。

1頭の牛に積む塩の量は3斗入りを2俵、つまり1駄になります。「ワガサ」の背には塩のほか、牛味噌、これは人間が食べる味噌より塩味を2割方濃くした味噌ですが、また道中に必要な最小限の

食料、着替え、鍋や釜などを入れた「かます」を積みました。

牛方による交易活動は秋が多く、一日 60 頭から 70 頭もの往来があるときもありました。牛の歩みは、登りも降りも速度は変わらず、一日の歩行時間は 8、9 時間、約 20 km から 25 km、時速 3 km 弱です。牛は物資の運搬に適しました。「牛は追え、馬は牽け」こういう言葉がありました。牛の後ろについて行けば、濃霧や夜の闇の山中でも、目的地に着くことができました。

牛方の出で立ちですが、朝露で身体が濡れるのを防ぐため身体の前面に「前だて」をつけ、「つまご」をはき、脛に、「はんばき」を巻き、「笠」を被り、雨の日は「みの」を着ました。「前だて」は、初夏の頃にシナノキの皮を剥いで、その内がわ、マダといいますが、これを乾燥させた後、首から腰の部分までマダを組んだり、編んだりして作ったもので、牛方の身支度の特徴になります。「笠」は「男やま」ともいい、スゲ製で、晴天、雨天に関わらず必ず被りました。これも牛方の身支度の特徴になります。

牛に荷物を積むにあたっては、牛の背に木製の「鞍」を乗せ、マダやブドウの蔓皮で作った「はるび」、これは腹帶のことを言います。これで牛の身体に「鞍」を固定させます。長旅の時は鍋、食料、雨具のほか牛の餌、餌はヒエ、ハギ、クズを刻んだものですが、これを、「かます」に入れて積みます。塩を運ぶために使う塩かますは、茅で作られたもので、32 kg 程の塩が入ります。また牛の口には樹皮の繩で作った、「くつご」をはめましたが、これは牛が道草を食う気が起こさないようにするためのもので、さらに、牛が砂利道を歩いた時に、前足を痛がることもあります。その保護のために、足に「牛のくつ」をはかせることもありました。

牛方は、「切刃」とよばれる刃物を常に携帯していましたが、これは護身用であると同時に、牛が転倒した際に牛の身体に固定している鞍を外すためにヒモを切る時に「切刃」が使われます。

牛の飼育用具では、餌を切るための「押し切り」があり、これは、ハギやクズなどのほか、脱穀し終わったヒエ、ソバ、マメの茎、ダイコンの葉などを 1 cm 位に刻んで餌にするためのものです。「押し切り」は角材や枝付きの幹を利用して作った台に、鉄製の幅の広い歯を打ち込んで作ったものです。さらに、「かぶ切り」でカブ、ジャガイモ、ダイコン、カボチャなど、畑作物のくずを突いて細かく刻んだものを、「となはり」で混ぜて、「飼葉桶」で食べさせていました。さらに冬は、「とな釜」で餌となる材料に味噌を加えて煮て牛に食べさせました。このように、牛方の生活は牛の生活と共にあって、これらの用具からその生活を垣間見ることができます。

保存活用の方向性ですけれども、久慈市山形町で行われている「平庭闘牛大会」は、「ワガサ」と呼ばれるリーダー牛を決めるために行われていた「牛の角突き」、これは、平成 28 年に久慈市指定無形民俗文化財になっていますが、これがルーツです。「平庭闘牛大会」は旧山形村で観光行事として、昭和 35 年 6 月 19 日に「平庭高原つつじまつり」の行事の一環として行われたのが始まりです。さらに昭和 58 年に「山形村農村青年クラブ」と「闘牛飼育者有志」により、「いわて平庭闘牛会」が設立されて、5 月には「わかば場所」、6 月には「つつじ場所」、9 月「しらかば場所」、10 月「もみじ場所」が行われています。この闘牛は、牛の習性や、牛方と牛との関わりの一端を今に伝えるものであります。牛方関係資料と関連付けた活用がなされれば、牛方の生業活動と関係資料の一層の理解に資するものと期待されます。

所見です。藩政時代に牛を使って物資を運搬した牛方の活動は、他地域との物資の交易とそれに付随して様々な生活文化をもたらしました。この牛方の活動に関わる資料は、物資を運搬した街道に関わる交通史、運搬した塩や鉄等に関わる産業史、飼育した牛に関わる畜産業史等、人と牛との関わ

りを含めた歴史・文化を伝える資料として貴重です。

その他参考になるべき事項として、牛方は野宿をすることもありました。牛の餌となる草地と水がある、くぼ地になっている所に、角を外側に向けて円陣を作つて牛を寝かせ、野獣の襲撃に備えました。平庭峠には野宿した場所であります「奥清水のベゴ泊まり場」が残つております、水飲み木船も復元されています。また、牛方が泊まつた「牛宿」として、馬寄平に馬場家跡があり、塩をはじめ鉄・雑穀等の交易場があつて、中継、荷宿、泊まり場の役割を果たしました。現在は、塩を保管した板倉が残されています。

藩政時代にたたら製鉄産業が盛んになると、鉄は関東や越後までも運ばれ、牛自身も売り払い、牛方は身軽になって帰ってきました。この南部牛が使役牛として評判がよく、東日本各地で売られて活躍しました。盛岡と野田・宇部を結ぶ通称「塩の道」沿いには、「馬継所印」これは久慈市指定文化財になっています。それと「合戦場の一里塚」、これも久慈市指定文化財になっています。「白石峠の一里塚」、「関御番所跡」、「旧馬場家板倉」、「奥清水のベゴ泊り場」などの関連する文化財が残されています。山形町の短角牛は、闘牛の素牛として、新潟県や沖縄県・鹿児島県などに供給されておりまして、闘牛育成の産地の役割も担っています。

こういうことで、有形民俗文化財として1の(3)、交通、運輸、通信に用いられるもの、2の(2)の時代的特色を示すもの、(3)の地域的特色を示すものに該当すると思われます。以上です。

(会長)

詳しく説明していただきました。試問物件の点数165点の具体的な内訳については14ページに分類表として掲載されていますし、本日はいくつか実物資料もお持ちいただきました。それを含めまして、何かご質問等ございますか。

(委員)

ものは久慈市の歴史民俗資料室とおらほーるにあるということですけれども、市の受け入れになられた時に調書に沿つてしっかりされていると思うんですけど、今ちらっと見ると、平成とか新しい物もあるようですが、いつ頃使用した物でしょうか。個人史がわかる物なのか、お名前も書いてありますが、いつ頃の方なのか、実際に指定する物がいつの年代に使われていたのかということもわかりますでしょうか。

あと、藩政時代と考えられる実際の物というのはどのような物を考えられているのか、教えていただけますでしょうか。

(会長)

時代特定の根拠があれば教えていただきたいとのことです、久慈市の担当者が来られているのでお願いします。

(久慈市教委)

ただ今のご質問にお答えいたしたいと思います。まず収集された資料が使用された年代ですけど、昭和の時代から平成の時代まで、旧久慈市と旧山形村でこういった民俗資料を収集しております、主に昭和40年代に収集を始めて、今も継続しているわけですが、実際に使用していたのは、年代も極めてバラバラでございます。明治、大正、昭和に使われていたと伝えられているものがほとんどです。

昭和の40年代に収集しましたけれども、その時にはすでに使っていなくて、古い家に保管されている物を収集してきました経緯もありますし、また、牛方の今回の資料につきましては、藩政時代に

使われていたという調書があります。例えば「切羽」と呼ばれる、牛方が必ず携行したナイフがありますけれども、これは江戸時代から使われていたという聞き取り調査が得られております。このような形で、時代の根拠につきましては、個々の資料については全てがいつ頃、誰が使ったというところまでははっきりしないものもありますけれども、ある程度わかるものもありますし、牛方が使ったという事が収集時の調書に書かれているものもございます。例えば「笠」がありますけれども、本日お持ちした「笠」は牛方がかぶった「笠」ですよというように、収集の時に聞き取りがされていますし、「竹水筒」がありますけれども、それも牛方が牛方道中をする時に使用した「竹水筒」であるといった聞き取りが得られております。

(会長)

なかなか民俗資料ですので、具体的な紀年銘のある資料自体が少ないので、収集時の調書を基本に時代を推計したというようなことになろうかと思います。民俗資料であるが故の、その辺はよろしいですか。

(委員)

あの、昭和30年代まで、全て大丈夫ですか。

(久慈市教委)

収集している資料については、昭和30年代頃までということで、実際に牛方が活動したのが昭和30年頃で牛の塩を運ぶ牛方の道中等はなくなつていったということで、ここにあるのは、ほぼ昭和30年代以前のものです。見ていただいてわかると思いますが、自然の木のものをそのまま使用しているものが多くて、鉄製品が始まる前に使われていたもの、戦前とか古い時代のものがほとんどです。

(委員)

地域性のことについてお伺いしたいと思います。文化財の所在場所が非常に複数の点数ですが、久慈市歴史民俗資料館、久慈市山村文化交流センターに現在所蔵されているということですが、もともとはどの地域から多く出たものかということを、お伺いしたいと思います。というのは、牛方の存在について、よくわからない、情報が少ないというところから、牛方という人達がどの地域に多かったのか、もしくは久慈市全体に存在していたものなのか、そうした、例えば、こういう集落に多く牛方の人達がいたんだということであれば、そういう地域に保存されていたものをまとめて資料室でお引き取り願ったのか。そういう地域性のことについてお伺いしたいのですが、よろしくお願ひします。

(会長)

これも収集に携わりました久慈市の担当者にお願いします。

(久慈市教委)

ただいまの、どの地域から収集されたのかということ、それから、牛方の活動している地域ですけれども、先ほどの調書の説明の際にお話しいたしましたけれども、久慈・野田街道という街道沿いがいわゆる、当時、藩政時代の公道であったんですけども、通称、塩の道と言われていますけれども、ルートが野田からスタートして、宇部町、山根町、山形町、葛巻町と通って、この盛岡城下まで来るルートとなっています。今回収集した資料は山形町の資料が大変多くて、あと、そのルート沿いにある山根町の資料も同じように牛に関する用具、牛方に関する用具がございましたので、その山根町のもので、牛方に関する資料だろうというものをピックアップして入れております。あと、宇部町の資料も入っております。あと実は、侍浜町は塩の道ルートから外れているのですが、侍浜も盛んに製塩をやっていまして、この久慈・野田街道以外に塩の道が、ある方が評して、毛細血管のように沿岸

から内陸に延びているんだ。要するに無数に塩の道があると。たまたま久慈・野田街道が公道だけど、他にも塩の道があるということで、江戸時代には侍浜にも製塩の窯があったということで、そういうしたものも資料の中に含まれております。ただし、中心は現在の山形町の資料がほとんどですし、あと、具体的なお名前を出しますけれども、名久井文明さんという博物館に勤務されていた方が、この民俗資料の実測図を出してまとめられていますが、その時に細かい聞き取り調査をしていて、例えば山形町の内間木さんという方、確か先祖が牛方をやられていて、牛方が使っていた資料が残っておりまして、それらも入っておりますし、あと、同じ山形町の長内三蔵さんという方が、大変資料を収集されておりまして、寄贈いただいたのですが、その聞き取りの際にも、牛方が使った資料ですよといった、どこどこの誰々さんの家の方の親が牛方をやっていたといった調書がありますので、牛方の資料だというのはわかります。

牛方がどの地域にいたのかというと、沿線沿いでは、山根の方が牛方をやったとか、山形の方が牛方をやったとか、残されております。あと、牛方の牛を供給したのは葛巻が中心であったとか、そういう葛巻の塩の道の大きな中継地点でありますので、そういったことから牛方とともに沿線沿いで盛んに、農家の方が藩に命令されて牛を出したりということがあったようです。

(委員)

いくつか知りたいことがあるのですが、まず牛方という用語、これは職業名なのか、どういう定義なのかによって、牛方の用具の3つの構成の言葉の使い方が変わってくるような気がします。まず、指定名称ですけど、牛方関係資料となっていますね。そうすると、牛方の身支度用具ではなくて、それぞれ身支度用具あるいは荷役用具、飼育用具という端的な名称でいいんではないかという気がしました。それから今私、「にやく」を「にえき」と言いましたけれども、どっちの読み方を採用するのかについて知りたいと思いました。それから指定の基準として、2の「時代的特色を示す」とありますね。そうであるならば、これは肝心なことですけれども、分類表の細分のところに、もの自体の成立年代をはっきり書くべきだと思います。それがわからないものは不詳にして、使用期間がないというのはわかりにくいです。けれども有形文化財ですので、そのもの自体の成立年代ははっきり分類表に明示するべきだと私は考えます。建造物の場合は非常に重要です。この点についてご意見を伺いたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。事務局の方かな。その牛方という用語の中に、概念というか、どこまで含むのかということと、時代性を担保する根拠を示した方がいいのではないかというご指摘だったのですが、どうでしょう。

(委員)

牛方、馬方というのは結構広く言われていて、地域だけの用語というわけではなく、よく使われているものになります。一般的に、牛方、馬方と言う時には、やっぱり牛の飼育に携わっている人々、馬方という場合は馬の飼育に携わっている人々、専門性を持って携わっている人達。ですから、一般的の百姓達も、牛・馬を飼育するわけですけれども、牛方、馬方といった場合には、専門として知識を持ちながら、それに携わっている人とか、そういう理解でいいのではないかと思っております。

(会長)

牛方、馬方といった場合に、専門集団だけではなくてその産業に関わる技術とか用法とか、用具類という形でまとめることはできるんですね。

(委員)

「牛に携わる」「飼育に携わる」資料であるということですね。私は違和感は無いです。

(会長)

もう一つ、一覧表の方ですね。やはり、わかるものについては情報を出した方がいいのではないかというご指摘ですけれども、それはどうですか。

(事務局)

それはご指摘に従って新たに情報を加えたいと思います。基礎資料は存在しておるようですので、表中に入れ込んでいきたいと思います。

(会長)

指摘上の中で、時代的特徴を示すというようなところに該当させる以上、やはり時代性をきちんと明示した方がいいというご指摘があるので、わかる範囲で記載の方をよろしくお願ひいたします。もちろん紀年銘のあるものではございませんし、文献による根拠がなくて調書しかないと先ほど説明がありましたので、推定年代ということになろうかと思いますが、それで時代性を記載するということで確認することにしたいと思います。

(委員)

成立年代については、建造物でもうなんですか幅をもって、例えば、何々年頃とか、前後とか、いろいろな表現をしていきますので。それから将来、例えば成立年代を測定する機械などの発達がくるので修正することもできますし、いずれ、今会長がおっしゃったように、成立年代を明記することが必要だと思います。

(会長)

具体的な記載の方法は、ソフトランディングでもよろしいでお願いいたします。

(委員)

私、新潟から来ているので、参考文献にいろいろ新潟県の、特に小千谷や山古志ですとか、塩の道と言いますと、全国から越後から信州だったり、遠州から越後だったり、愛知の方からとかいろいろなところに塩の道があるんですが、そういうところの同じような塩の道に関わっていた牛方さん達かどうかはわからないんですけども、そういうようなものと、この、岩手県の久慈、山形ならではの地域的特徴みたいなものはあるのでしょうか。完全に素朴な疑問ですけれども、と言うのも有形物ですし、地域的な特徴も示しているというのも一つ、指定基準としてある中で、今回の資料群というのが、地域的特徴をものとして示している部分というのがあるのかなというのが、調書を読んでいてあまり感じられなかったので、何かあれば教えていただければと思います。

(会長)

やはりポイントになる点だと思いますので。今のお話し、今日の165点の中に、特に地域性を示した資料があるかどうか。

(久慈市教委)

今、ご質問がありました、よその地域の塩の道関連の資料との比較をして、今回の塩の道関連資料、牛方資料の違いですけど、私はよその地域の牛方資料、塩の道関連のまとまった資料というのを拝見したことがなくて、今お答えすることができなくて大変申し訳ないのですが、いずれ、沿岸と内陸を結ぶ塩の道という、岩手県では野田街道というと、塩の道ということで、広く認知されているところでありますので、そういった岩手県の中における塩の道関係のまとまった資料ということで、久慈・

山形の牛方、塩の道に関する資料は貴重なものなんだろうなという感覚しかないんですけれども、特にそれがこの地域独特のものかというと、今ちゃんと把握しておりませんので、申し訳ないですけれどもよろしくお願ひいたします。

(委員)

補足です。地域的な特徴ということでいうと、岩手県において塩の道と言った場合には、一つは野田街道ですし、もう一つは岩泉からの小本街道も塩の道と言われています。その二つの地域というところで、牛方というところがポイントになってくるんですが、さらに江戸時代において牛の飼育といふのは閉伊郡、それから九戸、二戸に限定されるんですね。もう岩手郡とか和賀、稗貫には、ほぼいないですね。ですから牛の飼育の偏りということから言うとまさに野田とか岩泉のところが牛方の中心になっていると。今回調書に、その点、牛と馬の飼育の地域性ということを一つあげると、より岩手県の牛の文化というのがこの地域の特色ですよと言うことがよりあげられるのではないか、と思います。それからもう一点は、やっぱり塩の道って、沿岸と内陸をつなぐというだけではなくて、山間部を越えるというのが重要で、馬では蹄が一つなので、山を越えるのが大変なのですが、牛だと偶蹄類に入るので、牛は山を越える時はしっかりとつかむんですね。だから山越えができる。もののけ姫でも山越えの時に牛が隊列を組んで山を越えるのは、まさにあれは馬ではなく牛なんですね。だから塩の道のところで山間部を越える。そうした時には馬ではなくて牛なんだと。それが九戸とか鉄ともつながってきて、下北に行くためには山間部で越えていったりする。やっぱり牛なんだ。そこがあれば、まさに牛が地域において重要で、牛方というのがこの地位の特徴をあらわす、そういうことになるんだと思います。あと、久慈と岩泉がどうだということはあるんですけども、そこは広く盛岡藩の江戸時代における牛の文化の特徴を示している地域だということでは、そんなに大きく変わらないのではないかと思っています。

(委員)

今の段階で全部わかってなくてもいいと思うんですよね。他地域と比較できれば尚いいと思うんですけど。ただ、久慈地域にこれだけの数で残っているというのを評価すべきだと思います。個人的にも、お土地柄というか、人となりをよく伝えるものが、これがよく残っているんだというのが興味深い資料群だと理解しました。これをきっかけに、他地域との比較がより深まっていくというきっかけとしてとらえても、私は構わないんじゃないかなと思います。

一つ思ったのは、皆さんおっしゃったようにもうちょっとリストの情報量を増やしてもらわないと。例えば、収集年。いつこれを収集してきたのか、どこで収集してきたのか。先行研究とか先行文献があるというお話しでしたので、そこからいろんな情報をピックアップして資料の素性を明らかにした方が、このあと使えるリストになっていくのではないかと思いましたので。また、私はよそ者なのでわからないのですが、牛追いという言い方はしないのですか。こちらの方が牛を運搬業として連れていくというイメージを持っていたのですが。また、「山形」という地名は必要ですか。久慈地域、久慈地方ではダメなのかなと。よそから見れば、これは久慈地方だよね、というふうに思うんですけども、そのあたりはどうお考えなのかということ。時代も無理矢理、藩政に、もちろん習俗は藩政に遡るんでしょうけれども、この履歴、戸籍謄本ですよね、これをえた時に無理して藩政時代からというふうにしても、あまり実態が乖離するのもよくないかと思ったので、念のため精査していくだけ必要があるのかなと思いました。ただ、こういうものが群として残っているということは意義深いことだと思います。ただ、いただいた写真を見ると、「つまご」とか「くつご」とか「鼻かん」

って、これはまさに消耗品中の消耗品だと思うんですよね。これらを見ていると使用痕がなさそうなんですよ。これ、復元ではないかと。だから、これらは実際に使われていたというのではなくて、収集にあたって、あるいはその情報量を付加するにあたって、こういうものをつくる技術のある方が、ご存命の時に入れたのではないかと思ったりもするので、あまり時代にストイックにやるのはどうかなと思いました。それともう一つ確認したいんですけども、山形と久慈というのは今は同じ久慈市でよろしいんですか。そのあたりご検討いただければと思います。

(委員)

実は私も他県者として、「久慈・山形の」とつくのがちょっと気になっていたんです。まあ、お話しを聞いてみると、久慈エリアと山形エリアからもずいぶん収集したということなのかなと思ったのですが、やっぱり名称の付け方について少しご検討いただきたいなと思いました。工芸系の目から見ると、例えば写真を見ていて、「みの」ですね。「みの」とかは素晴らしい編み方なんですね。先ほど地域の特徴という話が出たんですが、「みの」に海藻を使うというのはあまり聞いたことがなかったので、これ一つ特徴なのかなと思ったりはしました。それから、使用痕がないという話ですが、消耗品なので復元したというよりは、何個もいっぱい作ってあって、それで未使用的ものが収集されてきたという感じがしておりました。もう一つは質問なのですが、「鼻かんとどしがね」というのがあって、この「どしがね」はカウベルみたいなものかと思うのですけれども、これについて何かあればあとで教えていただきたいと思います。

(会長)

今、委員からご指摘があったように、リストの情報をもう少しきちんと出して、それをベースにして、今後データベースとして使えるような研究素材としてやっていこうというご意見だと思いますので。

一つ、指定名称としても、「久慈・山形」という標記ですね、久慈地方がいいのか、あるいは久慈市山形だと旧山形村の資料になってしまうのちょっとなじまない、ということになりますと。指定名称についてどうでしょう。

(委員)

お伺いしますと、山形のものが多いんですが、野田街道を中心としているのですが、あちらこちら関係のものが入っているというふうに受け取りました。それでよろしいでしょうか。

(久慈市教委)

資料自体は旧山形村のものが多いんですけど、旧久慈市の街道沿いの山根町とか宇部町の資料も含まれております。それと先ほどのリストの年代など、情報を増やすべきだというお話をしたけれども、個々の調書で書いているものがありまして、そこを使っております。ところが今回の会議に使った一覧表にそこを入れ込む余地がないので、サイズとか、あとどこの誰さんからいただきましたというのもほとんどありますので、これには抜いてありますがちゃんと調書に伴う一覧表は整理することができると思いますし、わかる範囲ですけれども成立年代というか、使用年代も含めていつ頃作られたのかとか、民俗資料はわからないのがほとんどなんですが、それをわかる範囲で整理したいと思います。それと、未使用の「つまご」とかあるということですが、確かに私どもも資料を収集したときに使った痕跡がないんです。牛のくつ、牛にはかせる「わらじ」も今は作る人がいないんですけども、古いおうちにすすけたものがあって、そのまま残されていると。「つまご」もそうです。使おうと思って作ったんだけれども、未使用のままずっと保管されていたというものが多くて、今回のわら製品

はほとんどが未使用です。ただ、作ったのは相当昔のものであろうということが伺い知ることができますので、そういうものがあるということでございます。あと、「みの」に関して海藻を使ったものがあるということですけれども、まさしくその通りですね。海藻は水をはじいたり丈夫だということで、沿岸地方で盛んに作られるんですね。内陸ではこういった素材がありませんので、やはり沿岸独特の「みの」の素材を使っているものです。これも相当古いものです。確かに珍しい素材で作られているものだということがいえると思いますし、それから「鼻かん」とか「どしがね」というのは牛の首につるしてコロンコロンと鳴らして、牛方道中の時にクマよけにしたり、オオカミとかクマが出て大変だった時代にそういうのを防いで、「どしがね」を首につけて鳴らして歩いたということと、この「どしがね」は牛方、馬方両方使っているのですが、これも山根町、街道沿いの方からいただいたんですが、「鼻かんとどしがね」とですね、「はなかん」は牛にしかつけませんので、これは一緒にくりつけてあったということは、間違いなく牛に使われた「どしがね」であるということを裏付ける資料ということでいいのかな、と思って収集しておりました。

(委員)

私の質問の趣旨はですね、この街道沿いのものということを確かめたかったんですよ。そうであれば、例えばこれは久慈・野田街道の方がより地域性があるのではないかと。山形と言ってしまうと資料そのものが山形だけにとらえられる、という風に思ってしまうんですよ。であれば、街道沿いのもので大事なんだよということであれば、そういう言葉の方が大事なのではないかと私は思います。

(委員)

街道だと一般には野田街道、野田通というと代官の支配地域と重なってしまいますので。

(会長)

どうでしょう、資料名称は。実際に収集にあたられた久慈市教育委員会さんはお考えがあるのでしきょうが、「山形」と並列にするのがいいか、来歴を考えると、街道がわかるような表現があるし、地域性を考えると「久慈地方」というのがいいでしょうし、そういったご意見があつたんですが、収集にあたられる過程でいろいろなニュアンスも感じられたと思うのですが、どうお考えですか。

(久慈市教委)

実は、野田街道というのは、先ほどお話しにもありました岩泉をまわるのが本野田道なんですね。それに対して沼宮内をまわり野田道と言って、実は野田街道というのは今の言葉で、古文書上は野田道と出てくるようなんですよ。そうすると、旧久慈市と旧山形村ということを出したらいいのかなと。そうすると旧久慈市の野田街道沿いの例えば宇部、山根が含まれて、山形には旧山形村が入って、野田街道を網羅するのかなという考え方もあったんです。それで「久慈・山形の」という言い方だったんですけども、もう合併して久慈市になっておりますので、久慈の牛方関係資料でもいいのかなとも思いましたし、牛方というのは、これは一般向けに認知されているのかというと、牛方って何ですかという方もいらっしゃるかもしれませんので、よく世に知られている塩の道関係資料とやった方がわかりやすいのかなというのも実は内部で一時出たんですね。久慈の塩の道関係資料とかもどうかなと。ただ、その辺はちょっと、名称は検討しなければいけないと思います。

(会長)

この、資料名称については、これまで何度も何度か諮問案件について議論があったかと思います。非常に重要な要素でありますので、吟味した上である程度決めておきたいと思います。今、収集にあたられた久慈市教育委員会の方では、特にこの「久慈・山形の牛方関係資料」という中で、山形という名

称を外すということは特に異論はないという印象を受けました。そういう中で、一つは街道沿いの収集品であるということ、それから久慈・岩泉地方を含めた、盛岡藩領の北東部の牛が集中する地域の大きな資料であることからすると、ただいまありました塩の道関係資料となると、ちょっと性格が違ってくると思いますのでそれはさておいて、どうでしょう、最初に委員からご指摘がありましたような、「久慈地方の」というようにする、全体に含むような用語になってくると思います。

(委員)

指定自体は異論無いと思います。あとは、詳しい情報と名称の検討が必要かと思います。

(委員)

私は成立年代にかなりこだわっていて、それはなぜかというと、やはり有形文化財だから。この調査報告書の時代または年代は幅が広いですよね。藩政時代から昭和30年代まで、これは別に問題はないと考えています。ただ、肝心の基礎資料というか、それが曖昧なままこの諮問に対してOKがどうか、ということは私は言えません。名称も含めて、この資料は曖昧さが非常に感じられるということを私は強く述べたいと思います。

(会長)

先ほど久慈市教育委員会からもありましたように、バックデータとしてあるそうで。

(委員)

それが肝心なときに出でてきていらないということが、資料はともかくも、データとして準備されればいいんですけど、曖昧すぎます。

(会長)

指定名称の方はどうでしょうか。

(委員)

先ほどお話しいただいたとおり、我々が1を聞いたら久慈市教委さんが10答える。いろんな情報をお持ちなんだなと。印象としてはわかるんですけれども、審議会の資料のリストのできれいにまとめるのも大事かもしれない。ですけど、今各委員が危惧されているとおり、これをもとに内容を吟味したいとなった時には、この内容では物足りないというか、これで○です×ですとは言えないというお考えはごもっともだと思います。なので、この補足のような資料をあらためて後日見せていただくということでどうでしょう。個人的には、これを指定しないという理由は今のところ見当たらぬでけれども、指定するということを全員で一致するにはまだいかないところもあるので、ちょっと補足的な埋め合わせみたいなのがあるといいな、と思いました。

話は飛ぶんですが、牛方の資料ですけど、一括一式なんですか。今、久慈市でお持ちの資料はこれで全点ですか。

(久慈市教委)

今、この165点が牛方の資料の全てですか、というご質問ですね。実はこれら以外にもござります。保存状態の極めて良くないものとかも収集しておりますので、後世に伝えることができそうなものをピックアップして、このリストの165点を選びました。

(委員)

そうすると、泣く泣く除外した資料というのはどれくらいあるんですか。

(久慈市教委)

例えば、「わらじ」とか「つまご」とかは他にもたくさんございます。ここには3点とか4点しか

選んでいないんですけど、何 10 点、2、30 点ございます。

(委員)

除外したものだけでも 2、30 点あるけれども、リストの中では大体、対応する資料があるということですね。もう一つ、牛方の道具って、諸用具というくくりなんですけど、牛方諸用具で欠けているものってあるんですか。決定的に欠けているグループというか、資料群というか、牛方の営みを一般的に説明するときに、これがないと牛方って実は説明できていないんだよ、というものがあるのか、ないのか。

(久慈市教委)

私が探した関係ですね、牛方が着たものなんですけれども、資料では「むなで」と書いているんですが、麻で編んだ仕事着のような普段着のようなものですね。

(委員)

ほぼ備わっているということですね。牛方の諸用具についてはほぼ網羅されていると理解してよろしいですね。ただし、今は個別の情報があまりにも薄くて、これで挙手が出来るか出来ないかという状況で意見が分かれているという理解でよろしいですね。すると、決裁をとるにあたっては、後日追加資料を拝見して確認するということがあってもいいのかなと個人的には思います。

(会長)

今、委員の皆様からご指摘いただいたように、指定する根拠としてのデータをきちんと揃えて審議をすすめたいと思います。データとしてはお持ちのようですので、基本的にはそれに基づいた形での整理をきちんとやっていただくということで。資料自体はすばらしい資料だということは皆さん確認していただけるかと思いますが、その根拠とかデータを我々としてはきちんと確認したいということありますので、それはきちんと作成していただくということにいたします。

さて、問題となっています指定名称について皆さん何かありますか。

(委員)

久慈地方とか野田街道、そういうような言い方、少し広めに、と考えた次第です。ただ、「山形」のというふうに特定している言葉ではおかしいかなと思いますので、そこを勘案してもらえば指定名称として見いだせるかなと思います。

(会長)

委員の皆さんからの意見を拝聴いたしますと、旧山形村を主体とする資料ではありますが、それに特化してしまう可能性がある指定名称ではないかというようなことから、やはり全体を包み込むような概念に基づいた指定名称の方が適切ではないかというご意見が多いのではないかと感じました。したがいまして、大きく久慈地方という牛方関係資料とするか、あるいは野田街道、でも野田街道は少しイメージが違うかもしれませんね。今回の資料は、塩の道というよりはまさに牛方の資料であるということからすると、野田街道とイコール的な塩の道というよりは、久慈地方という方がいいのかなと。そうしたときにデータが揃って時代的な背景が確認できて、また、明らかに抜けているような資料、鑑札のような資料はないですかね。そういった文書関係の資料も出てくるかもしれません。そういう部分に追加する中で指定名称が変わってくるということもありうると考えて、現時点では「久慈地方の牛方関係資料」というのが一番妥当な指定名称になるんではないかと考えますが、それについてはいかがですか。

(委員)

賛成です。

(会長)

それでは指定名称を「久慈地方の牛方関係資料」という名称に変えて、付帯意見としてバックデータも含めデータを明示することによって名称の根拠を明らかに出来るんだということで対処したいと思います。

それでは指定名称を「久慈地方の牛方関係資料」と修正することについてはいかがですか。

では名称を変更し、資料一覧のバックデータをきちんと確認、明示していただくことを前提に採決をさせていただきます。

「久慈地方の牛方関係資料」を、県指定有形民俗文化財に指定することについてご異議ございませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ありがとうございます。それでは2件目に入ります。2件目は久しぶりの天然記念物ですね。「米田浜津波堆積物」につきまして、調査を担当されました委員から追加の説明をお願いいたします。

(担当委員)

資料はモニターをご覧いただきながらお話しをさせていただければと思います。「米田浜津波堆積物」の報告をさせていただきます。津波堆積物という、聞き慣れた言葉になってきましたが基本的には津波が海から海岸とか内陸に運ばれた土砂ですね。そういうものが波が引いた後にもその場に残って堆積した地層を津波堆積物と言います。

これは三沢なんですけれども、東北地方太平洋地震の時、この茶色っぽくなっているのが昔の地表面で、そのあと 30 cm以上津波の堆積物があります。これは波打ち際で。これをみるといろいろな構造が見えてくるんですが、縞々が見えたり、そういうのが無かったりとか、非常に複雑な構造をしてくることが多いんですけども、このようなものを含めて全部津波が運んできたものを津波堆積物と言います。津波堆積物というものが注目され始めたのが日本海中部地震ですね。これは青森県の岩木川の河口の様子なんですけど、ここに十三湖という湖がございます。それに津波がいろんなものを運んできて、十三湖の湖底に溜まって、それを当時弘前大学にいた箕浦先生が調査をされて、こういうものを使えば地層中に入っているものを見つければ過去の地震に関するいろんなデータがある、あるいは過去の津波に関する資料になるということで、報告をし始めます。それからかなり津波堆積物というものは注目を浴び始めることになります。例えば、これは仙台平野の事例ですけれども黒いのが泥炭で、陸上で溜まったものですね。陸上に溜まったものにいきなり海の砂が溜まっています。で、また陸上に溜まる。というふうなことでいくと、どうも元々陸だったところに大きく津波が入ってきてる。これからいろいろな地点で確認できるということで、津波堆積物と判定しています。これは内陸に 1 km以上入ってきたところですけれども、そんなところで有機物が入っていたりすると、これは放射性炭素年代とか測って、いつの津波堆積物だというのがわかるということです。こういうものがわかると、例えば津波の想定ですね、ここにどれくらいの津波が来るというのがわかると、それに対しての情報を提供できる。それで、ご存じの 3.11 のあとにはですね、地震が来る想定できる最大クラスの津波ということで、例えば青森県では 30m以上、岩手県でもかなり高いものを想定

するようになってきましたけれども、それとまた違つて、地質学的な観点から、ここまで津波が来たという情報を提供できること。そういうことで社会的な情勢と、津波堆積物の研究が高まっているとお知りおきください。

基本的には津波堆積物というのは、こういう平地、低いところでボーリングとか穴を掘りながら津波堆積物を採取して、その面的な分布を調べて明らかにする。これは貞觀の津波ですけれども、この堆積物を明らかにするということをやっております。

今回、野田村の津波堆積物についてもお話をさせていたきたいんですけどもここが野田村になります。ここの野田の平野の一番南側に十府ヶ浦の海岸の南のところの、この辺にあるのが米田浜になります。これはドローンで撮った写真ですけれども、これが野田の町で、ここに高さ 14mくらいで 2 ~ 3 km ぐらいの防潮堤が海岸を廻っています。これがずっと南側に行ったところですね。そうすると、さっきの右手の方からきて防潮堤が続いて、ここは山が迫っているところなので護岸されて、その切れたあたり、ここが米田浜の津波堆積物があるところになります。その背後に聞くと、こういう古い、元々は海岸だったところが隆起をして階段地形をつくっているんですけども、80 万年とか 40 万年の海成段丘という地形がある。それを刻んだ谷があって、その末端に見られるのが米田浜の海食崖になります。ここが米田浜の津波堆積物の露頭で、海岸があって、左手には久慈層群という白亜紀の地層があって、ずっと引いていくとこういう谷があります。このあたりが海食崖といわれるような地形で、このちょっと高い地形がありますが、この高い地形の上に津波がかぶっているということになります。そんな特徴があるところです。

先ほどもスライドでご覧いただいた穴を掘っている低地ではないですね。ちょっと高台のあたりに津波堆積物があるというところが米田浜の特徴となっているところです。3.11 の時はこのあたりまで津波が遡上しているようです。地形図に表すと、谷になっていて、ちょっとした台地っぽくなっているところ、そこが露頭になります。この露頭を見てみると、いくつか段が分かれていて、一気に全部見えるわけではないのですが、上部と中部と下部ぐらいに分かれて、それぞれ地表面を掘り出して津波堆積物と確認していくということをやっています。ここを始めて掘ったのは平川一臣先生という方で、3.11 の後に精力的に調査をされています。行くとかなり土がかぶって、これを掘り出さなければならぬんですけど、掘り出していくとこんなものが出てきます。今、地表面がここで、後はこういう褐色とか黒い土とか粒々の石ころですね、そんなものが入ってくるんですけど、あとは先ほどの左手の方ですね。こちらから外性という形で岩がボロボロ崩れてこの中に溜まることがあるんですけど、こんななかで、砂粒あるいは石ころがはいってくるようなところが津波の可能性が高いと判定されます。この黒い土は年代測定できますので、それで何年前にこういうふうに海の砂が溜まったんだということを判定するということをやっています。拡大してみると、こんな形で数mm から数cm の丸い扁平な石というか、こんなものがたくさん入ってて、海岸部のものと比べてみると、米田浜の今の海岸線の石ころです。上の方は先ほどの津波堆積物と認定されている石ころですけども、非常によく似ている。黒い土が溜まるようなところに、波打ち際の砂が打ち上げられるというそういうものが作り上げたということになります。これは 10 cm とかあるいは数cm とか石ころが挟まつてくるということで、こういうことを使いながら、津波の堆積物の認定とかをやっていて、過去の論文ですと、一番上に 2011 年の津波があって、明治三陸津波がこのあたりで、1611 年の津波で、ここに十和田の a と書いているのですけど、十和田カルデラから噴火した 915 年くらいですね。その火山灰が挟まっています。それよりも若干下に貞觀の津波、869 年の津波の堆積物があると言われていま

す。こういうものが報告されています。

それと露頭の下部、もう少し下の方に行きますと、ここに白いものがあるんですが、これが十和田のカルデラの火山灰なんですけども、十和田の中摺という言い方をするんですが、6000 年前ぐらいの火山灰になります。その下にも米田浜の波打ち際に見られるような砂や石ころが数層入っているということで、これも縄文時代の初め頃とか中頃の津波堆積物だと言われているものになります。このように黒い土の中に海岸線に見られるような堆積物がいくつも挟まっている。これが米田浜の津波堆積物の露頭の特徴であります。

これは野田村からいただいた写真ですけれども、こういったものがあれば年代測定もしっかりと出来る。基本的には 6000 年くらいで十数回の津波堆積物となるようですが、このように報告されています。これを一覧表にまとめたものがこちらになりますが、これは平川先生が 2012 年に出した論文になります。こんな形で、1, 2, 3 と数字が振ってあるんですが、野田村の場合は 2012 年の当時では 14 枚ぐらいかなということでやっています。あとは平川先生が同時性というものを重視していて、いろんなところで同じような年代のところに海にはいっているものが陸上に打ち上げられたと思ってですね、それが津波だろうという言い方をして津波の可能性を指摘しているということになります。先ほどの写真でいきますと、ここの 1, 2, 3 というふうな形で、ここは十和田 a の次のちょっと下に貞觀の津波で、1 番が明治三陸沖の津波、露頭の角の方、先ほど中摺という 6000 年前の年代だったので、これを 12, 13, 14 という古い津波と思われる堆積物があるというふうな、こういうものが記録されている場所ですね、これが米田浜のところになります。ただ、野田に調査を行ったときにランニングをしようと防潮堤のところを走っていたんです。そうしたら、防潮堤の高さ 14 m ぐらいなんですけど、ここにこんなものが溜まっていますと、拡大すると波打ち際の石なんですね。14m です。でもやっぱり、この野田村のこのあたりは波が高いときには波しぶきが上がって、防潮堤の裏にはそういうものが堆積しているんですね。そういうことで、暴浪時の堆積物というものと、先ほどのものとはきちんと比較しなければならないのだと思えるのだと思います。

津波堆積物というようなものは、インド洋津波とか、あるいは 3.11 の津波ですね、現世の津波の観測から特徴がある程度わかったんですけど、決定打というのがなかなか無いと言われています。なので、いろいろな状況証拠を集めて、それで可能性が高いと言う研究が多いですけれども、特徴は、堆積物は内陸に行けば行くほど少ないよ、とか、内陸に行けば行くほど粒々が細かくなるよとか、これは津波堆積物なんですがいくつかの層に分かれるとかですね、あるいは級化と言って、上の方が細かくなるとか、逆に上の方がなくなるとか、そういう構造が見られると言うことが言われています。それと同時にこれまで言っている同時性ですね。古文書にこんな地震がありました、津波があつたよ、そうと思われるものが面的に広がっているということを明らかにすれば津波の可能性が高いと言えるだろう、そんな目でよく見ていきますと、ここ、米田浜津波堆積物があって、他の研究とかですね、津波堆積物を扱ってですね、ここは十府ヶ浦海岸の駅がここにあります。三陸リアス線です。ここでもちょっと内陸でボーリング調査をしています。それで、かなり津波堆積物が数百メートル内陸に入っているので、これはかなり津波の可能性が高い、あるいは堆積学的に検討したものということで明らかにしたものがあります。そういうものをつきあわせて、ほぼこのあたりは津波堆積物と考えられておりまして、ここに 1611 年慶長のものがあって、あとは貞觀のものがあって、あと 2~3 世紀のものとか 2300 年前、2800 年前、3300 年前、3800 年前と、ある程度はこういうようなものは確認できるだろうということで、どうもその野田村の米田浜津波堆積物と周辺の谷の中を穴を掘っ

たやつなど、きっちりと対応させて、ある程度については、それで津波堆積物の可能性が高いと報告されています。ただし縄文時代になってくるとあわせるというものはなかなか難しく、これからまた、特に4000年前よりも古い時代になってくると、まだまだいろいろな情報を集めなければいけないという段階だと私は思っています。で、米田浜津波堆積物というのは、もちろん今みたいな研究ですね、津波がいつ来たか、あるいはそれがどれくらい広がりがあるかなど、貴重な情報を提供しているんですけども、ここの浜の特徴は防災教育への活用というものを一生懸命されている。小野寺先生という岩手県の高校の先生が一生懸命調査されて論文も書かれています。「地学雑誌」という非常に有名な地学の雑誌に書いてあるんですが、こんなことを書いてあるんですね。「被災した生徒達は、震災後、地域に貢献できることを模索していた。」とうふうな地元の子ども達の思いというものを、津波堆積物を使ってなんとかしてあげよう、協力してあげようということで呼びかけたら、10何名ぐらいがこのような作業をやった。中学生もいますけど、こんなに防災教育への活用もしているということがあります。

あと、剥ぎ取りですね。先ほどもスライドにあったんですけど、剥ぎ取りをしていつでもこれを見られるようになっています。本当は今日もこれを展示していただいて、皆さんと議論できればよかったですけど、現物は今日はここにはありません。あと、これは野田村の「震災の記憶」ですが、米田浜の津波堆積物と思われるもので防災に関する啓発というか、啓蒙を非常にきちんとしている。このような証拠があって、数百年に一回巨大な津波が来て、だから気をつけましょうね、ただし、それが同じ間隔で来るわけではないとか、いろんな危険性とともに不確定性も話しながらこういう啓蒙にも活用しているというような事になっています。で、あと先ほどからお話しさせていただいているんですけども、高台にある、高さ9m位のところなんですけれども、でも高台にあるということは穴を掘ってもすぐ埋まってしまう、見えなくなってしまうというのではなくて、露頭観察をするのに優れている、そういう特徴があると思います。大規模な掘削というのやボーリングをしなくとも容易に観察できて、それが教育や研究に活用できるというような特徴であると私は思います。あと、このような地形条件があるところというのは、要するに位置エネルギーが高いですから、どんどん浸食されやすいということが、このあたり簡単に、勝手に開発されることがあると、流出、消失する可能性もあるので、保存には気をつけなければならない、そんな場所にあるのではないかと思っています。

まとめてみると、米田浜津波堆積物というのは、過去の津波や地震に関する情報を提供してきた。それで、これからもまた津波の研究の精度を高めていかなければいけないわけですけれども、それに対して非常に重要な資料がここに存在して、使っていただけるというものになります。あとは、地層断面の剥ぎ取りとか、学校や授業への活用によって防災教育に利用している。そして県民への防災・減災などの活動に利用しているということで、そういうことを考えてみれば、この堆積物の価値というのは非常に高いものであるということで、今回の天然記念物の指定に関しては指定できるものと思っております。最後の部分で、報告書の該当基準のところでは、史跡天然記念物指定基準、3地質鉱物、地層の整合及び不整合、基本的に整合、堆積物が見られる。あとは、地震断層、海底の日本海溝に関わる断層の活動によって、今回の津波の現象というものが、こういう場所できちんと確認できるということが非常に重要と考えております。以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

米田浜津波堆積物の調査をいただきました委員からご説明いただきました。いかがでしょうか。

(委員)

教えていただきたいんですけども、非常に貴重な津波堆積物でそれがはっきりわかる、これが教育に利用されているということで、その価値は十分に理解したのですが、こうしたもののが他の地域でも見られるのかどうか。ここが特に重要だというところなのか。それとも他では見られなくて、ここが重要だというところなのか。他にも見られるんだけど、ここの地域のが特にこうだというのか。ちょっとその辺を正確にしたいと思います。

(担当委員)

この津波堆積物に関しましては、平川先生がかなり同じような地形のところを扱って、先ほどの高校の小野寺先生と共同で宮古とかいろんなところでデータを出しているんですね。なので、ここをベースにしながら、どんどん新しいところを開拓していくって、明らかにした指標を使って、いろんな地域とも比較できるという場所であることになります。あとは、津波堆積物は実は穴を掘れば低いところであればいくらでも出てくる。いくらでもといえば言い過ぎですが、いろんなところで出てくる可能性があるんですね。ここはそういう意味で高台にあって、容易にアクセスができる、そういう特徴があるということで、決して珍しいものではないんですが、やはり先駆け的な部分があったということで重要なのではないかと思います。

(会長)

逆に言えば、標識地になるという、ここを基準にしていろんな地域の堆積物の比較ができるということになるんですね。

(委員)

先ほど宮古も一緒に出てきた時に、こっちの方が数が多くたというか、宮古も並んでるな、と思ったのですが、こっちの方が堆積物はでていたので。そういうことなんだなと。

(会長)

地形的には中摺の堆積物があって、その下にいくつか、例えば縄文時代までとか古い時代にまで遡りうる地形ですか。

(担当委員)

考古学的にはなかなか難しいのですが、縄文海進、それは 7000 年から 6000 年前にピークになって、そのあたりに初めて陸地ができる、それまで海だったので、それ以降のもの、というのは記録されている可能性はあるかなと思います。8000 年くらい前だと、このあたりは海の中にある。海底の堆積物の中に津波堆積物が押されてくるということはあると思います。

(会長)

それから今の時点で崖面を露頭で確認できるということでしたが、この段丘面一体にその高さであれば広がっている、だから横の米田浜の方までは低い地域だから入っているんですけど、段丘面のところまで露頭まで被覆しているかというのはまだわからないですか。

(担当委員)

正直言ってわかりません。本当にそれがわからないといけないと思うんですけど、同じような定性をとっているやり方で、国道 45 号線のちょっと西の方とか、ああいうところに登って、高台の部分がどうなっているかというのが興味深いです。それは学術的にも明らかにすることは非常に価値があることだと思いますので。

(委員)

指定範囲が 19,000 m<sup>2</sup>以上になっているんですが、写真で範囲を見る限り 20,000 m<sup>2</sup>は無いようには括られていると思うんですけど、正確な範囲というのは地形図上とかで押さえられているのでしょうか。

(担当委員)

今回の報告書の一番最後ですね、27 ページには指定範囲があるんですけれども、この中で本当に津波堆積物が残っているとしたら 10mのところですけれども、米田園地と書いているんですかね、そのあたりの 10mよりも低いところ、そのあたりが堆積物が保存されているところと思っています。この指定に関してはいろいろと理由があるかと思うんですけど、一つは東側の尾根上の地形ですね。この谷地形をキープするのは重要だと思うので、こういうところは押さえないといけないと思っています。

(事務局)

堆積層そのものを保存するためには背後にある丘陵も一体的に、それも緩衝地域的な役割を果たしてもらうということで、一体的に保護することが今回は適切ではないかと村とも相談して、この範囲で設定したということになります。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員)

この調査の報告書を読むと、平川論文をかなり評価されているように受け止めたんですけど、それに対して 2021 年の後藤・菅原論文、これで批判的な意見が出ているということがわかって、非常によかったですなと思っております。気になるのは、最後の、23 ページですけど、「しかし同時にこの地形条件は、容易に侵食されやすいことになっていることにも注意すべきであろう」。この将来に向けた保存、あるいは保護の考え方、計画性というものはどうなんでしょうか。指定と関連すると思っているんですけど、その辺教えていただきたい。

(担当委員)

具体的な策をいろいろ考えなくてはいけないと思うんですけど、海食崖をそのまま野放しにして行くと、露頭を見る状況はいいんですけど、だんだんそれが後退して行くと。そうするといつの間にかなくなってしまうという、そのせめぎ合いだと思っています。見られなくてもいいからある程度波消しブロックを置いたりだとか、そういうところで保護するということで、イザという時には見られるようにするという方をとるのか、ちょっとそれはいろいろと議論しなければいけないと思います。

(委員)

まさにそうだ思います。20 ページの写真を見ますと、テトラポッドがちょうど切れている。この辺はどう考えて行くんでしょうか。地元ではどう考えているのでしょうか。保存対策という制度が関わる問題だと思うんですよね。

(会長)

県としては、県指定になったら、管理者というか野田村に対してきちんとした保護施策というか、活用まで含めた管理計画を作成するということを要請することができるというわけですね。

(事務局)

できます。

(委員)

そういう意識が高いのかどうか。管理のあり方というものをかなり徹底しなければならないかなと思ったんですよね。県の方もその辺をしっかりとしていただければ。

(担当委員)

現状ではロープを張って、立ち入り禁止、という感じです。

(委員)

資料なんですけれど、平川論文の地層の図がありましたよね。それはついていないのでぜひつけていただきたいのと、26 ページの写真に各津波の、ここがそうですよという印がついてありますが、これをもうちょっとわかりやすいように、西暦を入れていただければ、よろしいかと思いました。欲を言えば、テフラというのが普通わからないので、論外にですね、To-a (十和田 a) テフラというのが、先ほど十和田カルデラ噴火ということですか、そういうことを書いていただけるとありがたいです。

(会長)

先ほどありました、剥ぎ取り資料というのは、今はどこに保管されているのですか。

(担当委員)

野田村教育委員会で私は見ましたが、そこから移動はしていないんですね。

(野田村教委)

はい。

(会長)

こういった剥ぎ取り資料があって、それをやっぱり現地の代わりに活用してもらうということもできると思います。

(委員)

この文化財の存在意義とか有益性が、岩手県、岩手県民の皆様にとって極めて大事だと理解できました。この価値というものが、もっと広範囲で共有すべきものになっていく可能性があるんじゃないかなと同時に思いました。国内、あるいは海外、世界、そうなってくると先ほど先生方がおっしゃったように、指定というものが存在するだけではなくて、その保全計画とか活用計画と三位一体になって、これが今後も保全されていくんだよということがないと、保存して翌日壊れました、なくなりましたということがないように末永く見ていく必要があるのかな。そして野田村さんって地域計画を作っているのですか。まだですか。そうしたらこれは県の文化財とか土木ですかね、それから野田村さんとですね、みんなで取り組む課題かなということで、ぜひ、みんなで大事にしていただければと思いますし、ただ、100%このまま何千年も保存するというのは無理な話だと思うので、一つ思ったのですが、剥ぎ取りの標本は附(つけたり)か指定できないですかね、と思いました。いかがでしょうか。

(会長)

写真を拝見した段階では、いわゆる展示できるような剥ぎ取りではなくて、個別の層順だけあって、普通剥ぎ取りですと展示できるような縦長のものとか、横長の規模を示すとか。

(委員)

であれば、記録保存の意味で積極的な剥ぎ取りの活用というのも考えてもいいのかと。

(会長)

逆に、今ご指摘いただいた保存活用計画の中に、きちんとした、後世に伝えられるような剥ぎ取り標本を作成するというのも含めて活用していく、あるいは保存していくというのも、その点、事務局どうでしょう。そういう形で野田村さんに要請できるのかどうか。

(事務局)

今、委員の先生方がおっしゃったような方向で、村とは個別の保存活用計画はもちろんのこと、それを含めて地域計画などの作成も方向性として検討してもらいたいと思います。

(会長)

附、という案も出てきたんですがいかがですか。

(委員)

保存の方法として、附指定にすべきではないかと思います。これを保存処理して安全性を高めて附指定にしたらどうですか。

(会長)

何回も剥ぎ取りをすると（現地が）だめになってしまふので。貴重な標本だと思いますので、附にすることは可能だと思います。

(委員)

年縞ミュージアムみたいに、すごく長いのもありかと思います。

(会長)

(附に) できるということになれば、後で附にしてもいいのかと思います。それも含めて野田村さんの方に相談してみてください。

それでは評決に入らせていただきます。ただいま議論していただきました「米田浜津波堆積物」につきまして、県の指定天然記念物に指定することについてご異議ございませんか。

異議なしということで確認させていただきます。

本日諮問のありました新規の指定案件につきましては、指定名称の変更がございましたけれども、2点、岩手県指定文化財として指定する旨答申することにご異議ございませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ではそのように決しさせていただきます。